

## トルコにおける商標審査基準の改定



Destek Patent Inc.

サクラン・ペリン  
・デミログル  
弁護士

サクラン・デミログル氏は、知的財産権および産業財産権を専門とし、約18年間、この分野と紛争解決の分野で実務を経験、様々な知的財産権に関する契約書を数多く作成し、訴訟、罰則、紛争、賠償事件、ネゴシエーション、行政処分取消事件にも深く関与してきた。また、紛争解決や一般的なアドバイスの経験とともに、行政機関に対するクライアントの様々な取引の追行も行っている。

### 【概要】

トルコ特許商標庁は、知的財産法・法律第6769号に関する同庁の商標実務を示すことを目的とした、「商標審査ガイドライン（商標審査基準）」を公表している。この商標審査ガイドラインは、国内官庁における各手続きの担当者（審査官）および関係する利用者（出願人および代理人）が、これを実際に使用することを目的として作成されたものである。また、商標審査ガイドラインにおいては、知的財産法第5条「商標登録拒絶の絶対的理由」に記載された条項に関する評価原則について、前回2019年に改定されたところであるが、2021年8月に再度改定されたことが発表された。

### 【詳細】

2021年8月に再度改定された商標審査ガイドラインでは、知的財産法第5条「商標登録拒絶の絶対的理由」に記載された条項に関する評価原則に加え、知的財産法第6条「商標登録拒絶の相対的理由」に沿った内容の一つである、「混同の可能性評価」の原則が取り上げられ、改定された。商標審査ガイドラインの改定された箇所では、商品・サービスの類似性および標識の類似性評価における主なアプローチと、混同の可能性評価に影響を与える主な要因について、事例を交えて詳しく説明されている。

改定の主な目的は、絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由の混同の可能性の審査において、国内官庁（審査官）の判断の適確性を最大限に高めることである。この目的を達成するため、改定された商標審査ガイドラインにおいては、改定前のガイドラインとは異なり、より多くのタイトルと例が含むように注意が払われた。また、商標審査ガイドラインの作成においては、トルコの裁判所および特許商標庁の決定ならびに欧州連合において示された裁判所および EUIPO の決定が、できる限り引用されるように作成された。

改定された商標審査ガイドラインでは、知的財産法第6条に関して付加された内容として、以下の項目が含まれている。

- 「混同の可能性」の概念
- 商品・サービスの類似性評価における二ス分類の役割
- 該当する消費者層と消費者の注目度
- 先行登録商標の識別性
- 標識の聴覚的、視覚的、概念的な比較
- 混同の可能性を判断する際の要素の評価
- 混同の可能性を評価する上で共通かつ特徴的な状況

（例えば、名字商標、共同商標、医薬品商標、スローガン、一文字商標、二文字・三文字商標、色彩商標、立体商標など）

改定された商標審査ガイドラインは、全 681 ページの大部であり、改定前のおよそ 2 倍の分量となっている。

注意すべきこととして、本商標審査ガイドラインは、現在の事例の大部分をカバーするために作成されたものである点が挙げられる。その結果、商標審査ガイドラインは、一般的な指示としてのみ使用されるものであることについて、考慮しておくことが重要である。

すなわち、本商標審査ガイドラインは、立法文書ではない。したがって、出願人、代理人、審査官が、審査にあたってガイドラインを指標とするのは当然であるが、

必要に応じて知的財産法、その施行規則、および管轄裁判所によって下された判決を参照しなければならない。

【ソース】

- ・トルコ知的財産法

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

- ・2021 商標審査ガイド (MARKA İNCELEME KILAVUZU)

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/marka-inceleme-kilavuzu-guncellendi-18082021>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)